

# 地域経営方針に基づく取組について

令和2年6月

三原市経営企画部地域企画課

# 1 地域経営方針(平成31年3月策定)の概要

## 市の取組

- 「地域経営」とは、地域を「経営」する視点に立って、住民と行政が連携し、地域を運営していくことです
- このため、①住民組織の主体的な活動、②住民組織の体制づくりの支援に取り組みます

**組織づくりの支援**  
・地域のビジョンづくりの支援 等

**人的支援**  
・地域支援員等の配置  
・担い手の育成

**財政支援**  
・住民組織で使い方を決定できる交付金の交付 等

**活動拠点の支援**  
・効果的・効率的な拠点の確保・支援

**ネットワーク構築の支援**  
・連絡会議の開催 等

支援

## 住民組織(活動中核組織)

**組織**  
・ビジョンに基づく計画的な取組の推進  
・多様な主体の地域活動への参画

**人材**  
・担い手の確保  
・事務局機能の強化

**財源**  
・住民組織で使い方を決定できる財源の確保

**活動拠点**  
・活動拠点の確保(活動組織単位)

**ネットワーク**  
・他団体と連携した取組の推進

主体性の構築

担い手機能の向上

めざす姿

魅力と活力にあふれる地域

## 2 組織づくりの支援のイメージ

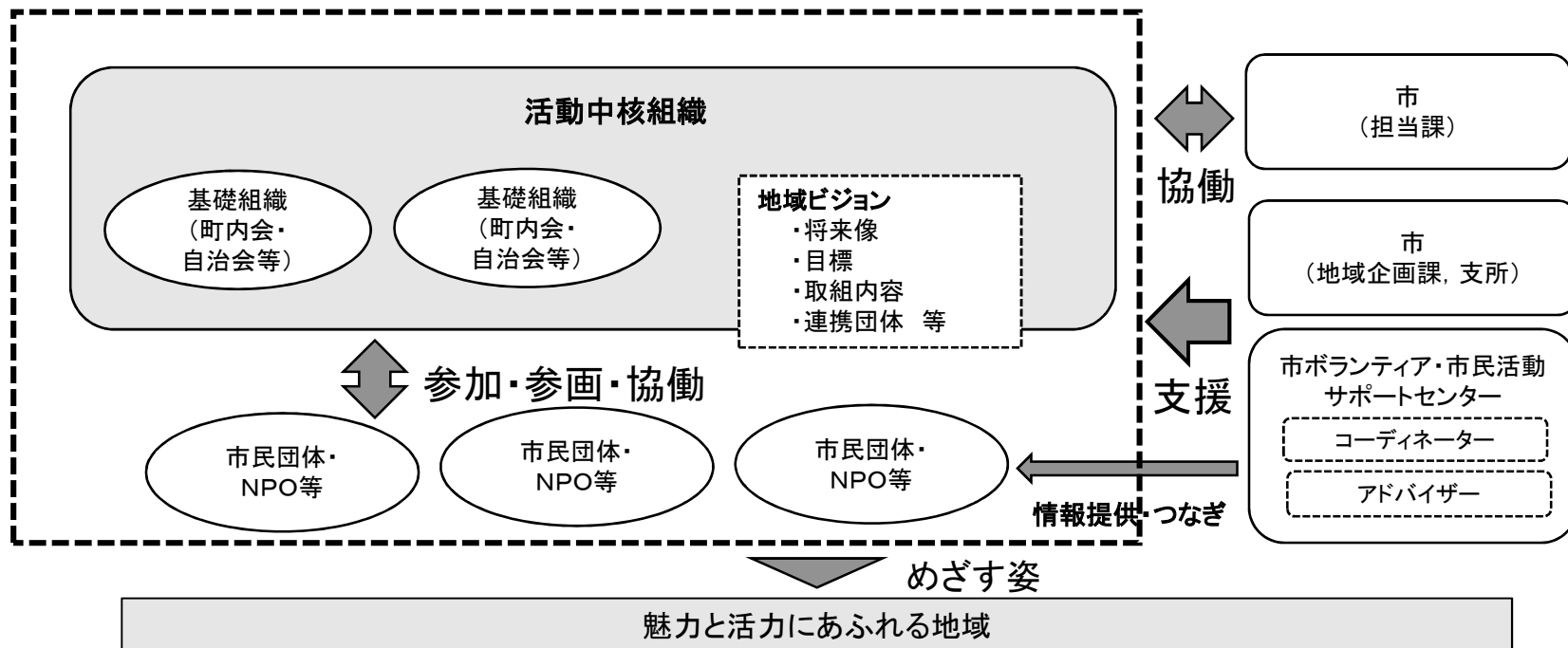
### 対象

活動中核組織(自治会・町内会等の連合組織)

### 内容

- 「地域ビジョン」策定の支援(※取組1年目)
  - ・計画的な取組の促進や参加意識の醸成等のため、住民主体による「地域ビジョン」の策定を支援
  - ・策定の支援として、アドバイザーの派遣や補助金(事務費)を交付
- 「地域ビジョン」実践の支援(※取組2年目～)
  - ・ビジョンに基づく取組の実施に対して、アドバイザーの派遣や交付金を交付
  - ・地域企画課・支所が窓口となり、市担当課との協働で取組を推進

### 支援のイメージ



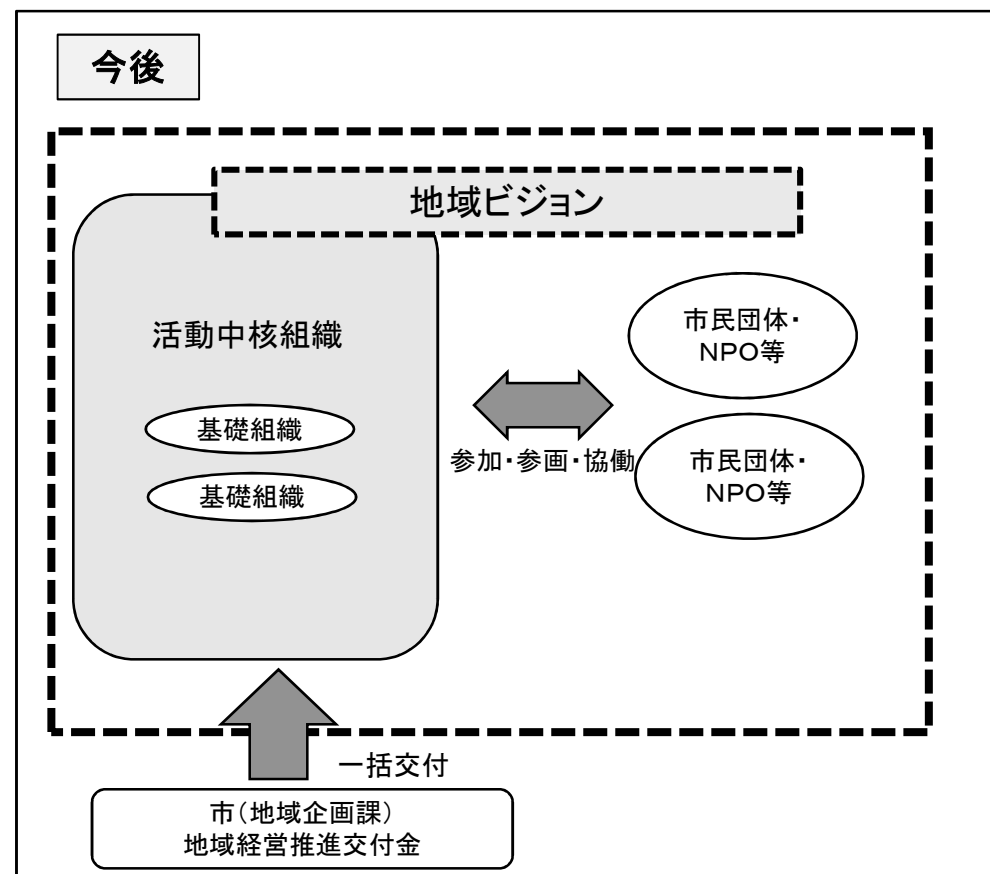
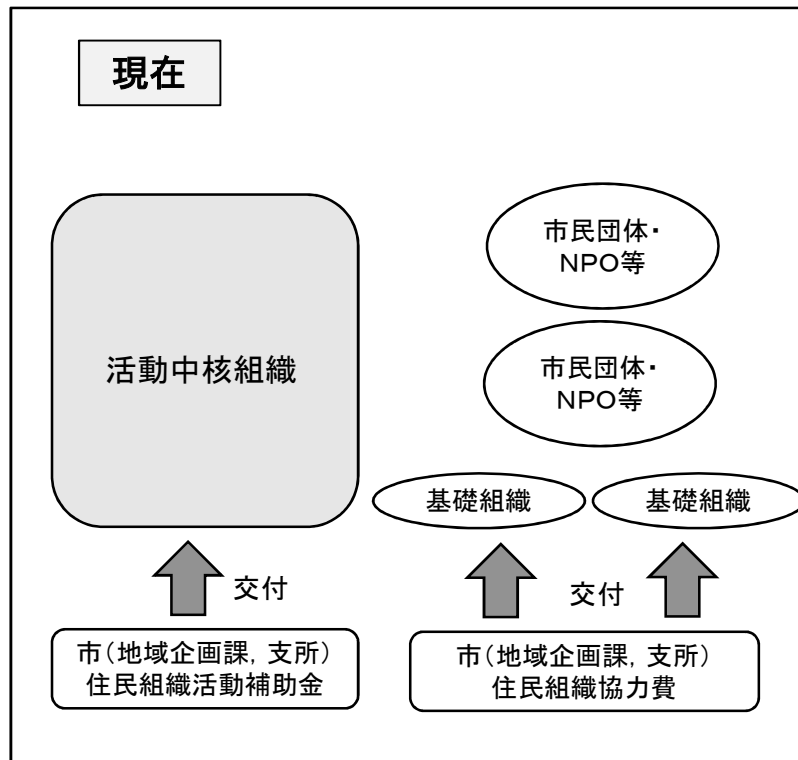
### 3 財政支援のイメージ

#### 対象

活動中核組織(自治会・町内会等の連合組織)

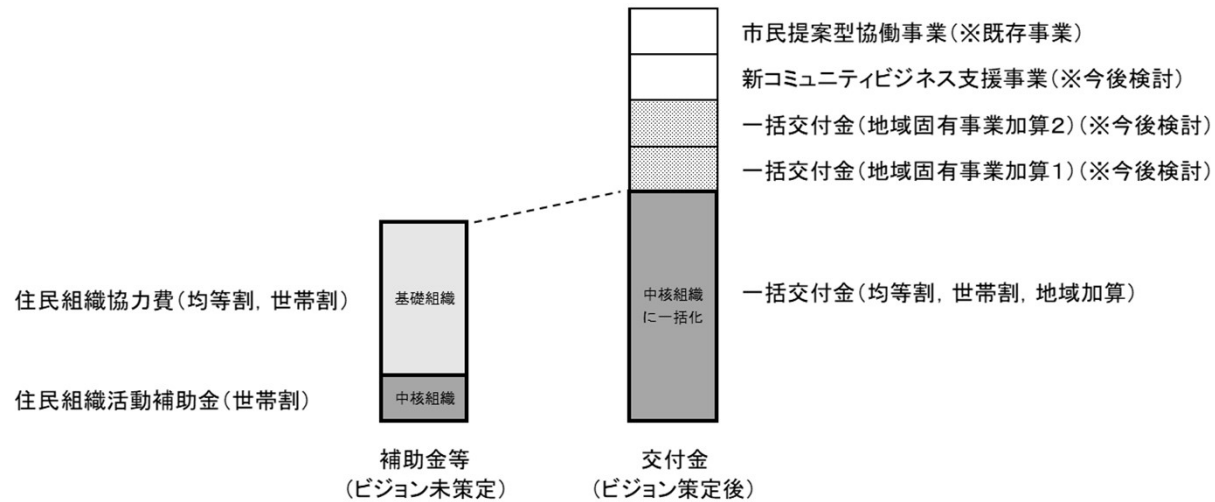
#### 内容

- 活動中核組織に対し、地区内に交付している既存の住民組織活動補助金(活動中核組織に交付)及び住民組織協力費(基礎組織に交付)を一括化した交付金を交付
- 交付金は、活動中核組織が一定の裁量により使い方を決定できる



# 4 地域経営方針に基づく取組について

交付金のイメージ(三原地域・本郷地域の一部)



※一括交付金の交付対象は, 活動中核組織  
※上記はあくまでイメージ図

## 5 その他

### (1) 地域経営について

#### ○取組の目的は何か

⇒活動中核組織(連合町内会)の支援を行うことで、市域全体を対象に、住民主体の地域づくりを促進するとともに、住民の地域活動への参加意識の醸成を図るものです。

### (2) 交付金について

#### ○地域経営推進交付金には、いつから移行するのか

⇒「地域ビジョン」を策定した組織から移行します(※ビジョン未策定の組織は、これまでどおりの制度です)。

#### ○交付金と補助金の違いは何か

⇒交付金は、住民組織活動補助金及び住民組織協力費を一括化するとともに、住民組織において、用途を決定できる制度とします(※一定の制限あり)。

#### ○交付の対象組織は、どのようになるのか

⇒活動中核組織に交付します。

これまで : 住民組織活動補助金(活動中核組織に交付)、住民組織協力費(基礎組織に交付)

これから : 地域経営推進交付金(活動中核組織に交付)

#### ○町内会回覧は、どのようになるのか

⇒これまでどおり基礎組織に文書を発送します(住民組織協力費は活動中核組織に交付金として交付)。